

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

(出納管理課)

ページ
一

告示

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示の一部改正

(同)

二

規則

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月一日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十四号の二

岐阜県会計職員に関する規則の一部を改正する規則

岐阜県会計職員に関する規則(昭和三十九年岐阜県規則第三十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

<p>組織規則第二章第一節の規定により置かれる課(全国豊かな海づくり大会推進事務局、施設調整課、競技式典課及びぎふ清流大会推進課を除く。)、議事事務局総務課、監査委員事務局監査第一課及び岐阜県教育委員会事務局組織規則(昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号)第二條に規定する課</p>	<p>総括管理監 職務担当を命ぜられた上席の職員</p>
--	----------------------------------

を

組織課大事務局委三課

組織規則第二章第一節の規定より置かれる課(施設調整

総括管理監

、競技式典課及びぎふ清流
 会推進課を除く。）、議
 務局総務課、監査委員事務
 監査第一課及び岐阜県教育
 員会事務局組織規則（昭和
 十八年岐阜県教育委員会規
 第七号）第二條に規定する

に改める。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

告 示

岐阜県告示第五百五十四号の二

岐阜県証紙売りさばき人の指定及び承認に関する告示（平成十五年岐阜県告示第二
 六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年十一月一日から適用する。

平成二十二年十一月一日

岐阜県知事 古 田 肇

一中「増田光子（揖斐総合庁舎内）」を削る。

平成二十二年十一月一日発行

発行者
 発行所

岐阜市数田南一丁目一番二号
 岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一
 ブイ・アール・テクノセンター